二一六　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第四条第一項第一号の規定に基づき、指定資格講習機関を指定した件　二六　八
二一七　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律施行規則第六条第一号の規定に基づき、指定認定講習機関を指定した件　二六　八
二一八　特定ガス消費機器の設置工事の監督に関する法律第四条第二号の規定に基づき、指定再講習機関を指定した件　二六　八
二一九　中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件　二七　五
二二〇　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件　二七　六
二二一　中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件　二七　六
二二二　環境影響評価法第五十三条第二項の規定に基づき、行政指導等であるものを指定した件　二八　五

○経済産業省、国土交通省、環境省

二三八―二五三　特定特殊自動車の型式の届出があった件　一二　三
二五四　届出事業者の住所を変更した件　一二　五

○経済産業省、環境省

一三　電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示　一四　二三五

○資源エネルギー庁

一　資源エネルギー庁の保有する個人情報の取扱い、開示、訂正及び利用停止に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件の廃止　一四　二三五
二　資源エネルギー庁の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任を行うこととした件の廃止　一四　二三五
三　行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第二十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でするとができる事務所を指定した件　一四　二三五
四　行政機関の保有する情報の公開に関する法律第十六条第一項に規定する手数料の納付を事務所において現金でするとができる事務所を指定した件　一四　二三五

○特許庁

一七　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の規定に基づき登録調査機関を登録した件　七　五

○国土交通省

九六六　土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件　三　四
九六七　信号符字を点附した件　三　四
九六八　信号符字を取り消した件　三　五
九六九　船舶国籍証書が無効となった件　三　五
九七〇　船舶国籍証書を無効とした件　三　五
九七一―九七三　砂防法第二条の土地を指定する件　三　五
九七四　特定土地区画整理事業の事業計画の変更を認可した件　四　三
九七五―九九二　自動車の型式についての指定を取り消した件　四　三
九九三―九九五　原動機付自転車の型式を認定した件　四　七
九九六　原動機付自転車について製作廃止の届出があった件　四　七
九九七　砂防法第二条の土地を指定する件　五　七
九九八　砂防法第二条の土地の指定を解除する件　五　七
九九九　宅地建物取引業法の規定に基づく登録講習機関の登録事項の変更の件　六　七
一〇〇〇　海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式承認等をした件　六　七
一〇〇一―一〇〇二　高速自動車国道に関する件　六　七
一〇〇三―一〇〇四　特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件　七　七
一〇〇五　土地区画整理事業の関係図書を縦覧に供する件　七　七
一〇〇六　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の規定に基づく水域として指定する件　七　五
一〇〇七　国際戦略港湾の埠頭群の区分等を指定する件　七　五
一〇〇八　住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件　七　五
一〇〇九―一〇一四　高速自動車国道に関する件　七　五
一〇一五　低騒音型建設機械の指定に関する件　七　五
一〇一六　排出ガス対策型建設機械の指定に関する件　七　五
一〇一七　排出ガス対策型原動機の認定に関する件　七　五
一〇一八　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　七　五
一〇一九―一〇二二　砂防法第二条の土地を指定する件　七　五
一〇二三　原子力規制委員会設置法の施行に伴う国土交通省関係告示の整備に関する告示　七　五
一〇二四　高速自動車国道に関する件　七　六
一〇二五―一〇二六　特例港湾運営会社の指定の申請の内容を縦覧に供する件　七　六
一〇二七　特殊な許容応力度及び特殊な材料強度を定める件の一部を改正する件　七　六
一〇二八　砂防法第二条の土地を指定するとともに、直轄砂防工事を施行する件　七　六
一〇二九―一〇三一　砂防法第二条の土地を指定する件　七　七
一〇三二　平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件　七　七
一〇三三　航空路の指定に関する告示の一部を改正する件　七　七
一〇三四　進入管制区を指定する告示の一部を改正する件　七　七
一〇三五　航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件　七　七